

## 中越高等学校 いじめ防止基本方針実践のための行動計画

### 1 組織的な対応に向けて

#### (1) いじめ対策委員会

いじめ問題の未然防止・早期発見のための「いじめ対策委員会」を組織する

##### ア 委員

校長、教頭、生徒指導部長、1学年部長、2学年部長、3学年部長、養護教諭、スクールカウンセラー

※対応が必要と思われる事案が発生した場合には、必要に応じて学級担任、部活動顧問、その他関係の深い教職員、外部専門家等を加え迅速かつ適切な対応を行う。

##### イ 実施する取組

##### (ア) 未然防止対策

- ① いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ② 全体指導計画の実施状況の把握と改善
- ③ いじめに関する意識調査
- ④ 校内研修会の企画・立案
- ⑤ 要配慮生徒への支援方法の検討等

##### (イ) 早期発見対策

情報交換による生徒の状況の把握と情報の共有等。

#### (2) 校内研修

いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。

### 2 いじめの未然防止に向けて

#### (1) 計画的な指導

学校組織としてのいじめの問題への取組についての評価を実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

#### (2) いじめの起こらない学校づくり

全ての教科・科目の授業、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

- ① 学級づくり及び学習指導の充実
- ② 道徳教育の充実
- ③ 特別活動の充実
- ④ 人権が守られた学校づくりの推進
- ⑤ 保護者・地域との連携

#### (3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。
- ② 特別な支援を必要とする生徒に対しては、適性をふまえた全教職員の共通理解のもと、適切に指導に当たる。

#### (4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等の利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

- ② 警察や行政等と連携し、家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努める。

### 3 いじめの早期発見に向けて

#### (1) 早期発見のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

#### (2) 早期発見のための手立て

- ① 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるように配慮する。
- ② 「学年会」や「分掌会議」等で気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。

### 4 いじめの早期解決に向けて

#### (1) 早期解決のための認識

- ① いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

#### (2) 早期解決のための対応

いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、外部専門家とも連携をとりスムーズな対応を図る。

#### (3) 生徒・保護者への支援

- ① いじめられている生徒の保護者及びいじめている生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた生徒が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

#### (4) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ② 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (5) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携し

て対処する。

(6) 解決後の継続的な指導・助言に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとし、継続的に双方の生徒の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の生徒及び回りの生徒が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- ① 県大学・私学振興課に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該いじめの対処については、県大学・私学振興課と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- ③ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県大学・私学振興課と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- ④ いじめられた生徒や保護者及びいじめた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- ⑤ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥ いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

附則

令和7年4月4日 一部改正